

## 離婚後の親権に関するルールが変わります

令和8年4月1日から、離婚後の親権に関するルールが変わります。これに伴い、離婚届の様式も変更になります。

離婚届を提出される際は、下記をご確認ください。

### 【令和8年3月31日までに提出する場合】

従来の離婚届用紙をそのままご使用ください。離婚後の親権に関する新ルールは適用されません。

### 【令和8年4月1日以降に提出する場合】

#### ①未成年の子がいない場合

→従来の離婚届用紙を引き続きご使用いただけます。

#### ②未成年の子がいる場合

→なるべく新様式の離婚届をご使用ください。

新様式は各市町村窓口で配布しています。

なお、従来の離婚届用紙を使用する場合は、別紙の提出が必要となります。

#### 【別紙の記入方法】※別紙の記入例をご覧ください。

1. **必須**「離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した」のチェックボックスに、**夫婦双方がチェック**を入れてください。
2. 次の場合は必ず「未成年の子の氏名」欄へ記入してください。
  - ①父母双方が親権を行う場合（共同親権）
  - ②親権者の指定を求める家事裁判・家事調停の申し立て中の場合※父または母が単独で親権を行う場合は、従来の離婚届様式に記載があれば別紙の「未成年の子の氏名」の記入は不要です。
3. **必須**「届出人署名」欄には、必ず夫婦双方が署名してください。  
※離婚届だけでなく、別紙にも夫婦の署名が必ず必要になります。